

建築確認申請事前協議について（ご案内）

木津川市では、建築主が確認申請に必要な情報を円滑かつ的確に収集するとともに、本市の良好な土地利用を推進し、安全で快適なまちづくりを実現することを目的に、建築確認申請の事前協議を行います。

この協議は、市内の建築物（工作物や昇降機、建築設備等を除く）の建築確認申請について適用します。

○事前協議の内容

- ・都市計画関係（用途地域、防火指定、都市計画施設、地区計画等）
- ・道路関係 ・官民境界関係 ・下水道関係 ・その他必要な項目

○建築確認申請事前協議

申請者（代理人）は、建築確認申請4部（正本、副本、消防用、市用）を、都市計画課に提出してください。

市用については下記書類を提出してください（下記以外の書類は省略可）。

受付後約2週間（長期休暇期間を除く）で、経由印を押印した建築確認申請書3部（正本、副本、消防用）に市の意見書を付けて返却しますので、その書類により京都府山城南土木事務所又は民間指定確認検査機関に建築確認申請をしてください。

- ・確認申請書（第一面～第五面）
- ・求積図（敷地面積、建築面積、床面積）
- ※申請日記入不要
- ・関係法令の許可書等の写し
- ・委任状
- ・浄化槽設置概要 ※浄化槽設置の場合
- ・付近見取図
- ・建築計画概要書（第一面～第三面）
- ・配置図
- ・その他参考になる資料
- ・平面図、立面図、断面図
- ・汚水、雨水排水計画図

<すべて写し可>

○留意事項

事前協議までに必要な関連法令等の手続き、協議を完了させ、法の適合性や図面相互の整合性等の確認を行ってください。不適合、不整合箇所が見受けられる物件については、事前協議を中断する場合があります。

○問い合わせ

木津川市役所 都市計画課 開発指導係（市役所3階）

京都府木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1222

FAX：0774-72-3900

E-mail：tokei@city.kizugawa.lg.jp